

## 廿日市市建築物土砂災害対策改修補助の募集案内

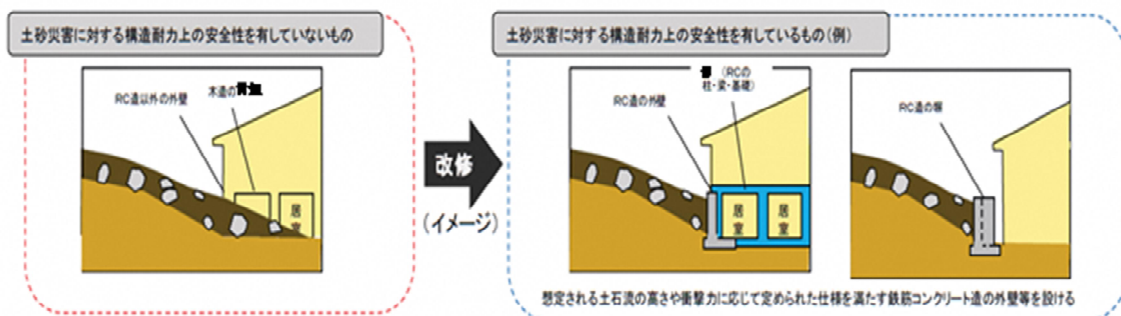
本市では、がけ崩れや土石流などの土砂災害から市民の安全を守るため、土砂災害特別警戒区域に建っている住宅及びその他居室を有する既存建築物（以下「住宅等」といいます。）の土砂災害対策改修費用の一部を補助する制度を創設しました。土砂災害特別警戒区域（以下「特別警戒区域」という。）内の既存不適格の住宅等について、土砂災害対策改修を実施する所有者に対し、補助を行いません。

### （補助対象建築物）

- ・ 特別警戒区域内にあり、この区域に指定される前から建っている住宅等で、想定される土石流等に対する構造耐力上の安全性を有していないもの

### （補助対象工事）

- ・ 補助対象建築物に想定される土石流の高さや衝撃力に応じて定められた仕様を満たす鉄筋コンクリート造の外壁等を設ける改修工事（土砂災害対策改修工事）で、改修の結果、補助対象建築物が土砂災害に対して安全な構造となること（建築基準法施行令第80条の3の規定に適合する構造となること）



### （補助額等）

- ・ 補助額 土砂災害対策改修工事費の23%（補助限度額77万2千円）
- ・ 土砂災害対策改修工事費の限度額 336万円

### （申込資格）

- ・ 補助対象建築物の所有者であって、市税の滞納がない者

※申込みにあたっては、廿日市市建築指導課に相談してください。

裏面もご覧ください

**(事前相談)**

- ・住宅等の概要（所在地、用途、構造、面積、建築年次、所有者など）がわかる書類・図面等をお持ちいただき、ご相談ください。
- ・今年度募集棟数 1 棟（先着順）

**(手続き)**

- ・補助金交付申請書に必要書類を添えて提出していただき、審査を行った後、補助金の交付を決定します。
- ・補助金の交付の決定後に、土砂災害対策改修工事の契約を行ってください。（決定前に契約を行うと、補助の対象外となります。）

**(受付場所)**

- ・廿日市市役所 6 階建築指導課  
（広島県廿日市市下平良一丁目 1 1 番 1 号）

**(問い合わせ先)**

廿日市市建設部建築指導課

〒738-8501 広島県廿日市市下平良一丁目 1 1 番 1 号

電話 0829-30-9191 F A X 0829-31-0999